こども子育て複合施設整備事業 諸室の要求水準書

令和 7 (2025) 年 II 月 大 阪 狭 山 市

こども子育て複合施設整備事業 諸室の要求水準書 -目 次-

第	章	総	則·	•		•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	١
	١.	基本	事項																													١
	2.	用語	の定	義	•	•					•	•							•			•		•							•	١
第:	2 章	本	施設	の言	者室	<u>፤</u> の	要	求	水	準	<u>.</u>			•	•	•			•			•			•				•			2
	١.	本施	設整	備σ)要	求§	事項	į.																								2
		(1)	本施	設整	と備	の事	更求	₹水	準	۲	期	待	水	準																		4
		(2)	こど	もほ	1機	能																										5
		(3)	子育	て支	援	セン	15	<i>–</i>																							1	5
		(4)	共有	部																											1	Ç
		(5)	共用	部																											2	. 1
	2.	建築	構造	の要	東求	事功	頁·	•	٠	•	•	•	•		•				•	•	•	•		•	•		•	•		•	2	
	3.	建築	验備	の要	東求	事項	頁·																								2	5

第 | 章 総則

1. 基本事項

この「諸室の要求水準書(以下、本書)」は、こども子育て複合施設(以下、本施設)の施設整備にあたって要求する諸室の水準をまとめたもので、こども子育て複合施設整備事業(以下、「本事業」という。)を実施する事業者(以下、「事業者」という。)を選定するにあたり、「実施要領等」と一体のものとして位置付ける。

- ・本書は、原則として大阪狭山市(以下、「市」という。)が要求する機能と性能を規定 するものであり、施設の具体的仕様及び工法や機器等については、事業者が要求水準 を満たすように提案するものとする。
- ・事業者が提案した提案書(以下、「提案書」という。)の内容における水準が、本書に示された水準を上回るときは、当該提案内容を優先的に適用する。
- ・本書及び提案書の内容を元に、設計業務において市との協議により、最終的な具体的 仕様及びその他を決定する。

2. 用語の定義

NO.	用語	定義
- 1	隣接	隣り合っている状態。
2	近接	近くにある状態。
3	要求水準	契約の履行における「最低限の義務」や「遵守すべき最低ライ
		ン」を明確に定めた基準。
4	期待水準	整備必須ではないが、創意工夫による質の向上や効率化を設定
		した基準。本施設整備においては、特にこどもが利用する空間
		等において、良好な環境を生む水準として規定。
5	保育者等	こども園でこどもを保育又はこども園の運営等に携わる職員。
6	スタッフ等	子育て支援センターの業務に携わる職員。
7	職員	こども園の保育者等とこども子育て支援センターのスタッフ
		等の総称。
8	誰でもトイレ	男性用、女性用、幼児用、身障者用トイレ及びおむつ交換台の
		あるスペースが併設されたトイレの総称。
		本施設を利用する保護者やこども、本施設の職員等、誰もが利
		用できることを目的。
9	利用者	施設に来訪し、利用する人の総称。
		(こども園に所属するこどもと保護者、子育て支援センターを
		利用するこどもとその保護者等)
10	来訪者	施設に来訪する全ての人の総称。
		(利用者以外の業者や来客等も含む)
1.1	保育室等	〇歳児室(乳児室)、I歳児室(ほふく室)、2~5歳児室(保
		育室)の総称。

ı

第2章 本施設の諸室の要求水準

1. 本施設整備の要求事項

本書は、市が本施設整備を実施する選定事業者の募集・選定にあたり、市が事業者に対して要求する水準を示すものである。

① 要求事項	
平面・動線計画	・周辺道路との高低差を鑑み、敷地へのアプローチは現在の市立子育て支援センター"ぽっぽえん"と同じ敷地南西部のスロープを通る計画とすること。また、同アプローチ部分は、小学校の生徒も日常的に利用しているため、今後の利用にも配慮した計画とすること。 ・こども園設置基準に係る各面積は、「大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 18 年 10 月 31 日)(以下、「大阪府認定こども園条例」という。)」の基準面積(内法面積)以上を遵守すること。 ・こども園利用者と子育て支援センター利用者の玄関を離し、建物内をこども園エリアと子育て支援センターエリアに分けられるように配置すること。
立面・断面計画	・本施設は 2~3 階程度を基本とする。 ・建物高さが 10mを超える際は、日影規制を遵守し、電波障害が生じないよう対策を講じること。 ・諸室の特性に応じて、快適性や合理性を備えた階高設定、断面計画とすること。
外装計画	 ・外観は、清潔感や、こどもたちが好奇心を刺激される遊びの要素を散りばめる等、本施設の魅力が伝わるデザインとすること。 ・外壁及び外装には室内外への十分な断熱・遮音対策を実施すること。 ・外壁開口部には、本施設から近隣建物への覗き込みを防止するための対策を講じること。 ・外装材は、気候の影響や経年劣化等を考慮し、維持管理に配慮した長期的に機能及び美観が保たれる材料とすること。
内装計画	・内装仕上げは、素材感や色あいの工夫等、空間特性にふさわしい材料とし、場所や諸室の内容に応じて居心地のよい雰囲気、イメージづくりに努めること。 ・人が触れる範囲の仕上げ材については特に留意し、傷や凹みの生じにくい材料や、定期的な修繕をしやすい汎用性のある材料を用いる等、配慮すること。 ・仕上げ材の角部は、面取りやコーナーガード、クッション等により安全に配慮した仕上げとすること。 ・天井や室内上部に設置する照明設備等の機器について、落下防止等、十分な安全対策を実施すること。 ・使用材料は、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質を含むものを極力避け、環境面や改修時への対応にも配慮すること。 ・廊下、階段、スロープ等の床材には、スリップ防止・衝突防止等の安全配慮を行うこと。
防災・安全計 画	・0~2歳児までの低年齢児の保育室等は、有事の際に容易に建物 外へ避難できる場所に配置すること。 ・本施設内外ともに、こどもが安全に生活できる環境整備を最善 とすること。 ・不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点から安全管理 に配慮した計画とすること。 ・建具等のガラスについては、自然災害や不慮の事故等により破

	損したガラスの飛散・落下による危険防止に配慮すること。
	・バルコニー、階段等の高所からの落下・転落防止措置を講じる
	こと。
	・「大阪府福祉のまちづくり条例」及び「大阪府福祉のまちづく
	り条例ガイドライン」に基づき、全ての人が可能な限り利用で
	きる建築物の整備に向け、十分検討を行うほか、市関係課と協
ユニバーサル	議する等、本施設を利用する全ての人に配慮した設計を実施す
1	ること。
デザイン	・建物配置は、保育室等が明るい保育環境になるように配慮する
	こと。
	・サイン計画は、利用者が理解しやすいユニバーサルデザインを
	採用した計画とすること。

(1) 本施設整備の要求水準と期待水準

本施設の整備を実施するにあたり、次ページ以降で、諸室の「要求水準」を設定しているが、要求水準に加えて、良好な教育・保育環境の実現に向けて、「期待水準」を設定している。

併せて、施設の延床面積及び諸室の面積についても同様に、下表とおり、目標とすべき「要求面積」のほか、「期待面積」を設定している。本施設の整備を良好なものとする提案を期待する。

【目標とすべき面積について】

諸室	要求面積	期待面積	期待面積を掲げる意図
			収納設備やタオル掛け、水筒置場、
保育室等	各諸室表参照	+10%	制作途中の作品保管等、日常の保育
			活動等を想定したスペースを考慮
遊戯室(ホー	200 m ²	+10%	多様な活動目的(使用用途)の内容
ル)	200 111	11070	を踏まえたスペースを考慮
多目的室			送迎待ち児童等が余裕をもって活動
(にこにこル	25 m ²	35 ㎡程度	できるスペースを確保
ーム(仮称))			C S / C FE DR
プレイルーム	140 m²	+10%	多様な年齢児が利用できる仕様
研修室・会議			2室の分割使用を含め、多様な活動
室	100 m²	+10%	を想定し、余裕のあるスペースを確
			保
			職員室の同時利用人数を 15~20 人
職員室	80 m²	120∼160 m²	と想定した場合、建築計画上、事務
			室の一人当たりの面積 6~8 ㎡程度
			とした場合に必要な面積
人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	20 m²	40 ㎡程度	大人数が利用できるように、可能な
			限り広いスペースを確保
			階段下や隅角部、各諸室の上部・下
倉庫	適宜	+10%	部空間等を有効活用し、要求水準を
			上回る倉庫面積(容量)を確保。
倉庫		_	イベント資材(演劇や入卒園等)及
(遊戯室(ホ	15∼20 m ²	30 ㎡以上	
ール)に隣接)			が収納できるスペースを確保

諸室数や諸室面積等について、併用及び変更提案を行う場合は、その説明を行うこと。 なお、諸室面積を増減させる場合は±10%程度まで認める。(保育室等及び園庭は、大 阪府認定こども園条例の基準面積及び次ページの「本章 I.(2)こども園機能」に掲げ る規模の数値を下回ることは認めない。)

(2) こども園機能

0~5 歳児の保育活動に関連する諸室を設置する。各室の使い方や規模等に応じた適切な配置・動線計画とし、保育活動のしやすさや朝夕の送迎時の混雑緩和等、職員や利用者にとって、明快で利用しやすい空間とする。また、施設内外ともに、こどもたちが安全に生活でき、設備更新や修繕、維持管理を容易に行える計画としたライフサイクルコストの低減を図る施設をめざす。

① 0歳り	見室(乳児室)		
用途	・0 歳児(乳リ	記)の保育:	活動を行う室
規模	45	㎡以上	・壁芯、室内の収納スペースを含んだ面積 (4.95(㎡/人)×(人数)) ・建具、固定式家具を除いた有効内法面積は、 次式を確保すること。 (3.3(㎡/人)×(人数))
利用人員	9	人程度	
性能・要求水準	す可容寝が収保壁ののでででででででででででいる。 ではいい ででででいる すい でででででいる から では できる から でいまれる はい でいる はい	も物せ、気ス保ののはい慮アを動こ口、良棚る保児は育机扉こイし(設水どーいをも育室人活を(ど等た畳置栓もル)整の事全数動設鍵もを仕仕す)のカを備と務体分にけ付の行上様るを手一	2ロ整備すること。 が届く部分は SUS 製)を設置すること。 テン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボ
性能・	・手洗いは温	水機能を付	けること。(全数でなくても可)
期待水準	・極力、園庭	に向けて配	置すること。
他室との関係	・乳児がプー スに隣接し (ビニール・ と。) ・荷物やこど	し (沐	- ーナー含む)と隣接させること。 のビニールプール程度のもの)に利用できるテラ

② 歳	見室(ほふく室))	
用途	・ 歳児の保育	育活動を行	う室
規模	110	㎡以上	・壁芯、室内の収納スペースを含んだ面積 (4.95(㎡/人)×(人数)) ・建具、固定式家具を除いた有効内法面積は、 次式を確保すること。 (3.3(㎡/人)×(人数))
利用人員	22	人程度	(3.3 (111/7) / (7)(3.7)
性能・要求水準	す可容移/2る寝~収こにト保壁(コ床仕床こに手と窓開ッる動易動スつこ具10納ど、ボ育面机ン材様暖ど合洗すにロクのる動の一ス。玩程ペた面ド等納書ン、す設のた周こ戸分等で荷か家スペー具度一ちのやが型棚ト不る備年適りと(にを	人も物せ具 ~ 、 スの一下保ののは安等を齢切は。こ口整分良棚る・程ス 保口は制部地育机扉こ定、設にな、 どー備けいをも什度に 育歳人作にに活を(どなケ置合数滑 もル設イ)整の器(分 事児数物ピ鉄動設鍵も歩ガすわ量り のカ置ズを備とや有割 務室分やク板にけ付の行防るせ分に 手一す	たサイズの手洗い(レバー式)を、こどもの定数設置すること。 くく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げ が届く部分は SUS 製)を設置すること。 テン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボること。
性能· 期待水準	(55 ㎡/ス こと。 2 つのスペ- ること。	ペース 和 - スに分割 水機能を付	ディングウォール)等により、2つのスペース 程度(有効内法面積))に分割できるようにする した際にも、適切な保育活動ができる室空間とす けること。(全数でなくても可) 温置すること。
他室との 関係	1	もを抱え ^っ トランスホ	せること。 (登降園する保護者に配慮した位置に配置するこ ニールから段差が無い、荷物や着替えの受渡しが行

③ 2歳リ	見室(保育室)								
用途	・2 歳児の保育	育活動を行	う室						
			・建具、固定式家具を除いた有効内法面積で、						
規模	53	m以上	次式を確保すること。						
			(I.98 (㎡/人) × (人数) ×I.I)						
利用人員	24	人程度							
	・荷物棚(I 人分サイズ:W450×H450×D450)を定員数+2個以上(可動するものでも良い)を整備すること。								
			金佣りること。 iする場合は、空間の仕切り等に利用できるよう、						
		して整備すること。							
	・移動式の家	具・什器や	パーティション等により、2 つのスペース(26.5						
	m²/スペー.	ス 程度((有効内法面積))に分割できるようにすること。						
	2つのスペー	-スに分割	した際にも、適切な保育活動ができる室空間とす						
	ること。								
			用品、掃除道具等を収納できる収納スペース(7						
			(全体))を整備すること。						
			の午睡用コットを収納できるようにすること。						
hil Ak			作品が飾りやすい等、保育活動が行いやすいよう						
性能・			チャーレールやマグネット対応ができる(ホワイ						
要求水準			等を入れる等)ように整備すること。 使用する用具等を整理する壁面収納型の書棚及び						
			ること。(園児が自由に触れない仕様)						
			き)を兼ねる等の工夫をすること。)						
			手の届かない位置に設置すること。						
	・床暖房設備を設置すること。								
			たサイズの手洗い(レバー式)を、こどもの定数						
	に合った適	切な数量分	設置すること。						
	・手洗い周り	は、滑りに	くく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げ						
	とすること。								
			が届く部分は SUS 製)を設置すること。						
			テン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボ						
	ックス等を								
			ディングウォール)等により、2つのスペース						
		スペース	程度(有効内法面積))に分割できるようにす						
性能・	ること。 2つのフペ-	- フに公割	した際にも、適切な保育活動ができる室空間とす						
期待水準	ること。	へにカ討	した际にも、週別な休日/出動ができる主工的とす						
		水機能を付	けること。(全数でなくても可)						
	・極力、園庭								
他室との 関係	・幼児用トイ								

④ 3歳り	見室(保育室)		
用途	・3 歳児の保育	育活動を行	う室
規模	33	㎡以上	・建具、固定式家具を除いた有効内法面積で、 次式を確保すること。 (1.98(㎡/人)×(人数)×1.1) ・3 室整備(33(㎡/室)×3(室))
利用人員	15	人程度	・I室あたりの利用人数
性能・要求水準	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	棚整の少よ、鷺スの一下保のの齢数は。こ口整(備保なり保)は制部地育机扉に量、 どー備ーす育く、育 人作にに活を(合分滑 もルす人る室とま事を数物ピ鉄動設鍵わ、り のカる分こをもと務軽分やク板にけ付せ各に 手一こ	サイズ:W450×H450×D450)を定員数+2個以上と。整備すること。 2室を 室に移動間仕切り(スライディングウォめられるようにすること。 用品、掃除道具等を収納できる収納スペース(各構すること。 の午睡用コットを収納できるようにすること。 作品が飾りやすい等、保育活動が行いやすいようチャーレールやマグネット対応ができる(ホワイ等を入れる等)ように整備すること。使用する用具等を整理する壁面収納型の書棚及びること。(園児が自由に触れない仕様)き)を兼ねる等の工夫をすること。)たサイズの手洗い(蛇口式)をこどもの定数に合室に設置すること。 くく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げが届く部分はSUS製)を設置すること。 くく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げが届く部分はSUS製)を設置すること。テン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボと。
性能· 期待水準	められるよ	うにするこ 水機能を付 を設置する	けること。(全量でなくても可) こと。
他室との 関係	・幼児用トイ	レと隣接さ	せること。

⑤ 4歳リ	見室(保育室)				
用途	用途 ・4歳児の保育活動を行う室				
規模 55		㎡以上	・建具、固定式家具を除いた有効内法面積で、 次式を確保すること。 (1.98(㎡/人)×(人数)×1.1) ・2 室整備(55(㎡/室)×2(室))		
利用人員	25	人程度	・ 室あたりの利用人数		
性能· 要求水準	を固定にて ・2 クラス分の ・移動間仕切 められるよ	整備するこ D保育室を り(スライ うにするこ 、保育事務	整備すること。 ディングウォール)等により、2 室を 室にまと と。 :用品、掃除道具等を収納できる収納スペース(各		

	・こどもたちの制作物や作品が飾りやすい等、保育活動が行いやすいよう
	に、壁面の一部にピクチャーレールやマグネット対応ができる(ホワイ
	トボードや下地に鉄板等を入れる等)ように整備すること。
	・保育者等が保育活動に使用する用具等を整理する壁面収納型の書棚及び
	壁面収納型の机を設けること。(園児が自由に触れない仕様)
	(机が書棚の扉(鍵付き)を兼ねる等の工夫をすること。)
	・こどもの年齢に合わせたサイズの手洗い(蛇口式)を、こどもの定数に
	合った適切な数量分各室に設置すること。
	・手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げ
	とすること。
	・窓に網戸(こどもの手が届く部分は SUS 製)を設置すること。
	・開口部分にロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボ
	ックス等を整備すること。
州台上	・手洗いは温水機能を付けること。(全数でなくても可)
性能・ 期待水準	・床暖房設備を設置すること。
知付小午	・園庭に向けて配置すること。
他室との 関係	・幼児用トイレと隣接させること。

⑥ 5歳リ	見室(保育室)		
用途	・5 歳児の保育	育活動を行	う室
規模	55	㎡以上	・建具、固定式家具を除いた有効内法面積で、 次式を確保すること。 (1.98(㎡/人)×(人数)×1.1) ・2 室整備(55(㎡/室)×2(室))
利用人員	25	人程度	・ 室あたりの利用人数
性能・要求水準	・2 移め寝室こにト保壁(こ合手と窓開ったまでのがり、ではいるでは、がでは、ではいいでは、ではいいでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	棚整りりう、度の一下保のの齢なは、こ口整(備保(に保)制部地育机扉に数、 どー備ーす育スす育を作にに活を(合量滑 もルす人る室ラる事を物ピ鉄動設鍵わ分り のカる分こをイこ務整やク板にけ付せ各に 手一こ	サイズ:W450×H450×D450)を定員数+2個以上と。整備すること。 整備すること。 ディングウォール)等により、2室を 室にまとと。 用品、掃除道具等を収納できる収納スペース(各構すること。 作品が飾りやすい等、保育活動が行いやすいようチャーレールやマグネット対応ができる(ホワイに等を入れる等)ように整備すること。 使用する用具等を整理する壁面収納型の書棚及びること。(園児が自由に触れない仕様) き)を兼ねる等の工夫をすること。) たサイズの手洗い(蛇口式)を、こどもの定数に空に設置すること。 くく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げが届く部分は SUS 製)を設置すること。 テン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボと。
性能· 期待水準	・手洗いは温 ・床暖房設備 ・園庭に向け	を設置する	
他室との	・幼児用トイ	レと隣接さ	せること。

⑦ 遊戯室(ホール)					
	・園児たちが走り回ったり、体を思い切り動かしたりして遊ぶことができ				
用途	広い空間であ	り、入卒国	園式、発表会等、さまざまなイベントの利用もでき		
	る室				
規模	200	㎡程度	・要求面積		
70代	220	1111在/支	・期待面積		
利用人員	100	人程度			
	・明るく、開	放的でさま	ざまなイベントや活動ができる空間を整備するこ		
	と。				
	・床はこども:	が転んでも	ケガをしにくく、耐久性の高い仕上げとするこ		
	と。				
			-が届く部分は SUS 製)を設置すること。		
性能・		-	の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス		
要求水準	等を整備す	-			
X 34.34-1			利用することに配慮した、遮光設備を整備するこ		
		すること。			
			を想定し、室の大きさに合ったスクリーンを設置		
		に整備する	こと。(提案によっては、壁をスクリーンとする		
	ことも可)				
			での大きさにあった音響設備を設置すること。		
			5イベントの飾りつけ等の活動を想定した、窮屈に		
			はすること。(なお、照明や窓(採光用含む)の設		
		様について	は、メンテナンスの行いやすさを考慮するこ		
性能・	と。)	4 \\n. \m \ \L 2			
期待水準	・床暖房設備				
			は置等、災害(緊急)時等においても一時的な活動		
			よう設備を設置すること。		
			用に必要な電力を賄うための非常用発電機の容量		
			の要否も含めて、市と協議の上、整備すること。		
			レや手洗いと近接させること。		
他室との		,	用する玩具や掃除道具、椅子・机等を収納できる倉		
関係			C隣接させること。 <u>(要求面積)</u> N A 国知)B び運動円機せ(フットやW び笠笠)が		
			入卒園等) 及び運動用機材 (マットや跳び箱等) が 3 和東いよ)に際培させること (期待石積)		
	収納(さる)	启熚(30 N	n程度以上)に隣接させること。(期待面積)		

⑧ 多目	多目的室(にこにこルーム(仮称))					
用途	・登降園時の	・登降園時の園児の一時待機等の使用する室				
用迹	・未就園児事	業で使用す	る室			
規模	25	m²程度	・要求面積(収納スペース含む)			
况很	35	m²程度	・期待面積(収納スペース含む)			
利用人員	I~I0	人程度				
	・スムーズにバス送迎ができる位置に配置すること。					
	・玩具、保育	事務用品、	掃除道具等を収納できる収納スペース(5 ㎡程			
性能・	度)を整備 ⁻	すること。				
要求水準	・手洗い(レ	バー式)を	2口設置すること。(2歳のこどもに合った高さ			
女小小十	とすること。	,)				
	(幼児も利)	用できるト	イレや手洗いと隣接させる場合はこの限りではな			
(^)						

	・手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げ とすること。
	・窓に網戸(こどもの手が届く部分は SUS 製)を設置すること。
	・開口部分にロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボ
	ックス等を整備すること。
性能・	・手洗いは温水機能を付けること。(全量でなくても可)
期待水準	・床暖房設備を設置すること。
他室との	・エントランスホールや玄関に近接させること。
関係	・職員室等、職員の目が届きやすい場所に整備すること。

9 乳幼	児用トイレ		
用途			さなサイズの便座等を整備 るための、トイレトレーニング等にも活用可能な
規模	適宜	m²程度	
利用人員	適宜	人程度	
性能・要求水準	1~5 (乳レこ各たい手は大置各納各色窓るが歳:別一もイ切常い口用るイるイい設と、別シ用スのレな時は式トこレスレ等置。おがゃトを定に数使、とイとにぺは、す	む使ワイ適数は量用のすレ。はード楽るつ用ーレ宜に、分で歳るブー、スラし場交すパに設合年設き児こー モをイい合換るン、置っ齢置る用とスーツ設仕トは台幼等必すたにす場は。が一プ置様イ、	要に応じ、保育者等の利用を想定した大人用トイること。 便器の数を設置すること。 合ったこども用の手洗いを、こどもの定数に合っること。(保育室等に隣接し、保育室等内の手洗合はこの限りではない)自動水栓、I~2歳児用はレバー式、3~5歳児用がある場合は、大人用手洗い(自動水栓)を I 口設施、
性能· 期待水準	・各トイレの	大便器は洋	けること。(全数でなくても可) 便器型とし、こども用は暖房便座とすること。 付便座とすること。
他室との 関係			ール)等、こどもが利用する主要な諸室に近接し 整備すること。

⑩ 調乳:	室		
用途	・乳児に飲まっ	せるミルク	を作るための室
規模	10	m²程度	
利用人員	I ~ 2	人程度	
性能・	・給湯付き流	し台 (WI,5	500 程度)を 台整備すること。
要求水準	・電子レンジ	や哺乳瓶殺	菌乾燥保管庫を設置する台及びそのスペースや、
女小小午	タオルや調	乳に必要な	道具等を収納する棚を整備すること。
他室との	・0 歳児室に隣接させること。		

関係

① 調理:	<u>室</u>						
	・園内でこど	もたちや職員に提供する昼食やおやつを調理・提供する設備					
用途	が整った室						
	・自園調理に	よる給食を提供					
規模	100	m ² 程度					
利用人員	_	人程度					
	・調理室内に、と。	、受入室、食品庫、配膳コーナー、踏込みエリアを設けるこ					
	· 食品衛生管	理に配慮し、清汚区分が明快な計画とすること。					
	・大量調理施	設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日衛食台85号別					
	添)を参考	にすること。					
	・厨房調理器	具は、保育所定員(0歳児:9人、1歳児:22人、2歳児:					
	24 人、3~5	24 人、3~5 歳児:145 人)と職員(約 50 人)を合わせた 250 人程度の					
	給食を賄える設備となる。						
	設計段階から市と綿密に協議・打合せを行い、工事等がスムーズに行わ						
性能・	れるようにすること。						
要求水準	※調理設備等は別途、市において調達する予定であるが、配管等は調達予						
	定設備の仕様に応じて設計すること。						
	※設計段階では設備調達先(事業者)は未確定のため、市の整備予定設備						
		(仕様書ベース)での打合せを想定。					
		よる調理を想定しており、委託事業者の従業員が着替えや準					
		スペースを確保すること。					
	・ドライ仕様とすること。						
		・室内廊下側に配膳カウンターを設置する等、円滑かつ安全に配膳準備等					
		が可能となる仕様とすること。					
		回線、通信回線が設置できるように整備すること。					
他室との	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	しやすい動線となるように、昇降機に近接させること。					
関係	・生ごみ等の	一時保管及び回収場所への動線等を考慮して配置すること。					

② 図書	コーナー		
	・絵本や図鑑	等の図書を	備えた図書空間
用途	・こどもたちの	の主体性や	創造性を育み、自主的な読書を促すとともに、絵
用巡	本を通じてタ	感情理解や	語彙力の向上、コミュニケーションの活性化にも
	貢献する場所	听	
規模	50~60	m²程度	・分散配置可
利用人員	_	人程度	
	・こどもたちの	の手の届き	やすい高さの本棚を整備すること。
	また、表紙:	を見せるこ	とのできる等の工夫を行うこと。
性能・	・本棚等の什	器の角を丸	める等、こどもたちがケガをしない工夫をするこ
要求水準	と。		
	・こどもたちぇ	が座って活	動できるよう、床はカーペットやコルク素材等の
	柔らかい仕ょ	上げとする	こと。
性能・	・床暖房設備	を設置する	こと。
期待水準	・配架図書を	対象年齢児	別に設置すること等を想定し2か所程度に分散し
州付小午	て設けるこ	と。(分散	配置する場合は、1か所はこども園に配置)
他室との 関係	・職員の目がり	届きやすい	場所に整備すること。

③ シャ	③ シャワー・更衣室(プール用)				
用途	・水遊びやプ	ールを行う	場合に着替え等を行うスペース		
規模	35	㎡程度			
利用人員	30	人程度	・想定の最大人数		
性能・要求水準	も利用可能 ・衛生面、安 ・利用人数を すること。 と※) ※シャワー 備を行う ・床仕上げは ・ドライとウ	な全踏(カこ滑・ス換、(カこりットの にのの	台設置すること。(うち一台は大人(保育者等) とすること)。 に十分配慮すること。 要な数の更衣スペース・設備(着替え棚)を整備 育者)の着替えスペース(I人分)を確保するこ で分ける場合は、カーテン等が取り付けられる整 ものとすること。 分を明確にすること。 納する更衣棚を設置すること。		
他室との 関係	・幼児用トイ		せること。 .ーズに出入りできる場所に配置すること。		
	・ノールスへ	ー人に人口	一人に山八りしさる物川に肛直りること。		

(4) 洗濯:	<u>室</u>		
用途	・こども園で	利用するタ	オル、シーツやこどもの衣類等を洗濯する室
規模	10	m²程度	
利用人員	ı	人程度	
性能· 要求水準	・給湯付きの流・備品や消耗	洗濯用シン 品を収納す	るスペースを確保すること。 クを 台設置すること。 る物入れを設けること。 に出入りできるようにすること。
他室との 関係	・屋外の物干	しスペース	と隣接させること。

⑤ トイ	⑤ トイレ (大人用)			
用途	・屋外用トイ	レ(第2章	者等や参観時の保護者等の利用を想定 I. (4)②)と兼用での設置(廊下及び運動場か)は可能(兼用とする場合は幼児用も一定数を設	
規模	適宜	m²程度		
利用人員	適宜	人程度		
	・男女各丨か	所以上設け	ること。	
性能・・トイレの大便器は洋便器型とし、温水洗浄機能付便座とするこ			器型とし、温水洗浄機能付便座とすること。	
要求水準	・ドライ仕様	・ドライ仕様とすること。		
	・トイレの利用想定に合った、手洗い(自動水栓)を設置すること。			
他室との	・モップ洗い用の多目的流し(深め)及び掃除用具等を収納するスペース			
関係	に近接させ	ること。		

⑥ 倉庫	(こども園用)				
		園で利用す	る什器・備品類やイベント等で利用する物品類を		
用途	保管する室				
7.3~2			収納スペースや保育者等が利用する壁面収納型の		
	書棚(日常	的に使用す	る保育活動備品を収納)とは別扱い)		
	100		・倉庫(こども園用)の合計		
規模	110	m²程度	・階段下や隅角部、各諸室の上部・下部空間等を		
	110		有効活用し、要求水準を上回る倉庫面積を確保		
利用人員	-	人程度			
	・合計 100 ㎡	程度設ける	こと。(保育室等内の収納スペースは除く)		
性能・	・各階に可能な限り均等に配置すること。				
要求水準	・設置する倉庫に収納する備品等を想定し、必要な間口(扉の大きさ・種				
女小小午	類)を整備すること。				
	(例)遊戯室(ホール):机・椅子・運動用具(備品)等				
性能・	・階段下や隅角部、各諸室の上部・下部空間等を有効活用し、要求水準を				
期待水準	上回る倉庫面積(容量)を確保すること。				
	・1か所以上に	は、遊戯室	(ホール)に隣接して設けること。		
	要求面積:15~20 ㎡程度				
他室との	期待面積:30㎡程度以上(イベント資材(演劇や入卒園等)及び運動				
関係	,	用機材(マ	ットや跳び箱等)が収納できる広さ)		
	・遊戯室(ホ	ール)に隣	接する倉庫以外は、可能な限り、廊下から出し入		
	れできるよ	うに配置す	ること。		

⑰ プー	ルスペース(屋	外・半屋外空間)		
田公	・毎年6月か	ら8月の約90日程度実施		
用途	・プールの実施期間中は組立可動式プールの常設を想定			
規模	_	m ² 程度		
利用人員	-	人程度		
	・幼児プール	(組立可動式:7m×9m程度)が設置できるスペースを設け		
	ること。			
	・プールスペー	ース付近のフェンスは、防音に配慮し、外部から見えにくい		
	仕様とする	こと。		
性能・	・容易に設置	・開閉できる遮光ネットを設置すること。		
要求水準	・プールスペー	ース周辺の床は滑りにくい仕上げとすること。		
	・プールスペー	ース周辺の床は裸足で歩くことを想定し、ケガや火傷等が出		
	ないように	配慮した仕上げとすること。		
	・プールスペー	ース周辺に手洗い等の蛇口(こども用(3 歳児程度が利用で		
	きる高さの	もの))を5か所程度整備すること。		
	・プール及び	プール用品を収納できる倉庫をプールスペースに面した場所		
他室との	に設置すること。			
関係	・シャワー・	更衣室(プール用)にスムーズに出入りできる場所に配置す		
	ること。			

(3) 子育て支援センター

未就学児に対する育児相談及び子育て中の親子が集い、交流できる場を設ける。子育てに関する講座や子育て親子の交流会、地域の子育て情報の提供、子育てサークル等も開催できる空間を整備する。こども園と同一施設内での整備であるが、こども園利用者とは利用目的や機能が異なるため、こども園との動線交錯が生じない空間構成とする。また、不特定多数の親子が利用する子育て支援センター機能を鑑み、利用者を容易に把握できるよう視認性に配慮する施設とする。

① プレ	イルーム	
用途	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	齢のこどもたちが、一緒に、又は、別のスペースで遊ぶ等、
	さまざまな	<u>遊び方に対応できる広さや形態をもった室</u>
規模	140	m ² 程度
利用人員	-	人程度
	・床はこども	が転んでもケガをしにくく、耐久性の高い仕上げとするこ
	と。	
		を設置すること。
		こどもの手が届く部分は SUS 製)を設置すること。
		コールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボ
性能・	7	整備すること。
要求水準		て支援センター)に向けて配置すること。
		て園庭にスムーズに出られるように、園庭~玄関~プレイル
		いて、スムーズでセキュリティに配慮された動線計画とする
	こと。	
		見認できるように工夫すること。
		しい場合は、職員室とつながるカメラ付きインターホン(プ
		では子機対応ができる)や見守りカメラ等を整備すること。
		見の利用を想定し、エリアの区分や要求水準を上回る面積の ススル
性能・	確保等を図	
期待水準		構し、読書エリアを設ける等、プレイルームでのさまざまな
	_	し、サービスの拡充と利便性の向上に資する配置とするこ
	と。	ブセフリノリ ながれかっちねひがもフロ (みがもしノリケ)
		できるトイレ及びおむつ交換台がある室(誰でもトイレ等)
他室との 関係	と近接させ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		ムで使用する玩具や掃除道具、椅子・机等を収納できる倉庫 スコレ
	と隣接させ、	っこと。 して、園庭に直接出られるように配置すること。
	・ノノヘで介	して、凶灰に旦汝山りれるよりに癿直りること。

② 乳児:	等通園支援室(一時預かり)室)
	・保護者の就	労状況に関	わらず未就園児も利用可能な乳児等通園支援事業
用途	(通称:こ	ども誰でも	通園制度)や一時預かり事業を実施するための室
	・乳児等の月	齢(未就園)児も利用することを想定
規模	40	m²程度	
利用人員	9	人程度	
	・手洗い(レ	バー式)を	設置すること。(1 歳のこどもに合った高さとす
性能・	ること。)		
要求水準	・手洗い周り	は、滑りに	くく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げ
	とすること。)	

	・玩具や掃除道具等を収納できる収納スペース(5 ㎡程度)を整備すること。
	·0~5 歳児とその親が利用できる机、椅子及びベビーベッドが置けるスペースを整備すること。
	・児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する乳児等通園支援事業 や一時預かり事業を実施する。児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省 令第 11 号)等による設備基準を遵守した仕様とすること。
	・床はこどもが転んでもケガをしにくく、耐久性の高い仕上げとし、床暖 房設備を設置すること
	・窓に網戸(こどもの手が届く部分は SUS 製)を設置すること。
	・開口部にはロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備すること。
性能· 期待水準	・手洗いは温水機能を付けること。(全量でなくても可)
他室との	・幼児も利用できるトイレ及びおむつ交換台がある室(誰でもトイレ等)
関係	と近接させること。

③ 授乳室				
田冷	・安心して授	乳やおむつ	交換ができる個別ブースを設けた室	
用途	・乳児に飲ま	せるミルク	を作るための空間や設備を整備した室	
規模	10	m ² 程度	・子育て支援センター機能がある全ての階に整	
水化失	10	Ⅲ性/文	備すること。(IO(㎡/室))	
利用人員	2~3	人程度	・ 室あたりの利用人数	
	・手洗い(自動水栓)を各室 か所以上配置すること。			
	・手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げ			
性能・	とすること。)		
要求水準	・利用人数に応じて、乳児ベッドと授乳椅子が置けるスペースを整備する			
	こと。			
	・調乳等に利	用できるミ	ニキッチン(温水機能付)を設置すること。	
性能・	· 毛洪() +泪	水機能を付	けること。(全量でなくても可)	
期待水準	テルいる温	小人女 旧り て 1.1	りること。(主重しなくしも引)	
他室との	・幼児も利用	できるトイ	レ及びおむつ交換台がある室(誰でもトイレ等)	
関係	と近接させ	ること。		

④ 相談室			
用途	・子育てに関する相談に対し、保護者の支援を行う室		
規模	15	m²程度	・2 室整備すること(15(㎡/室))
利用人員	2~4	人程度	・ 室あたりの利用人数
性能・要求水準	・各室、4人定員を想定し、4人掛け用の机と椅子(4脚)の設置を想定した室形状とすること。 ・各室、乳児ベッドが置けるスペースを整備すること。 ・窓を設ける場合は、窓に網戸(こどもの手が届く部分は SUS 製)を設置すること。 ・窓を設ける場合は、開口部にはロールカーテン等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス等を整備すること。		
他室との 関係	と近接させ	ること。	レ及びおむつ交換台がある室(誰でもトイレ等) らずに相談室に入れる動線とすること。

⑤ 研修	室・会議室		
	・子育て講座	や子育てサ	サークル、その他イベント、職員会議等を開催でき
用途	る室		
	・こども園と	共用するこ	ことも想定
規模	50	㎡程度	・研修室(1 室)
がが天	50	1111生/文	・会議室(室)
利用人員	10~30	人程度	・ 室あたりの利用人数
	・大人数での作	使用もでき	きるよう、移動間仕切り(スライディングウォー
	ル)等を用り	いて、一体	本利用できるように整備すること。
	・窓に網戸を	設置するこ	こと。
	・開口部分に	カーテン等	等の遮光設備が設置できるようにカーテンボックス
	等を整備す	ること。	
	(プロジェ	クター等を	を利用することに配慮した、遮光設備を整備するこ
性能・	とに留意す		
要求水準	・各室に利用。	人数に応じ	じた移動が容易な机、椅子、ホワイトボードの設置
女小小十	を想定する	こと。	
	・事務用品等	を収納でき	きる棚や保管庫を整備すること。
	・プロジェク	ターの使用	用を想定し、室の大きさに合ったスクリーンを設置
	できるよう(に整備する	ること。(提案によっては、壁をスクリーンとする
	ことも可)		
	・使用目的を	踏まえ、室	室の大きさにあった音響設備を設置すること。(部
	屋の分離使	用が可能な	な仕様)
性能・			こども園や小学生との合同イベントの実施等、多
期待水準	様な活用方法	法を想定し	し、要求水準を上回る面積の確保と使用目的を踏ま
	えた設備を	設置するこ	こと。
他室との		議室で使用	用する、椅子・机等を収納できる倉庫と隣接させる
関係	こと。		

⑥ トイ	 レ(誰でもトイ	レ)	
用途			利用者や本施設の職員の誰もが利用できるトイレ (施設利用者)、こども、障がい者(児)、職員)
規模	適宜	m²程度	・子育て支援センター機能がある全ての階に整 備すること。
利用人員	適宜	人程度	
性能・要求水準	・想市(用基ト学イ人こ人いすの付各イ・イ)と	数てIイっ大便ブレーレす。か整かレ交便座ーは はるら備所内換器とスカー内こ必内あ)台はすにバー側と要容たI2洋る便ンーかが	用、身障者用及びおむつ交換台を整備すること。 な数の便器等を整備すること。(想定利用人数は を決めること。 り、男性用小便器 基、男性用大便器 基、幼児 基、女性用大便器 2 基、幼児用(女性トイレ内) 台 程度。) 便器型とし、こども用は暖房便座、大人用は温水 こと。 座を消毒できる器具を設置すること。 をかけられるフック又は荷物が置ける台を設置す いら 2 か所で施錠(内、 か所はこどもの手が届か でき、使用中であることが外部に分かるように整 動水栓)を設置すること。

	また、幼児用トイレにはこども用の手洗い(自動水栓)をトイレの数に合った数量分、設置すること。(3歳のこどもに合った高さとすること。)
	・男性用・女性用のトイレと手洗いには、利用者に配慮した手すりを か 所以上設置すること。
	・多目的・男性用・女性用のトイレには、ベビーキープを か所以上設置すること。
	ベビーキープは便座のボタンから離して設置すること。 ・おむつ交換台は誰でもトイレーか所につき2台(男女別各 台)を設置すること。
	・各トイレには、モップ洗い用の多目的流し(深め)及び掃除用具等を収 納するスペースを設置すること。
	・各トイレはドライ仕様とすること。 ・全てのトイレは、大阪府福祉のまちづくり条例及びガイドラインを踏ま えて計画すること。
	【多目的トイレ】
	・施設内に か所以上オストメイト対応の設備を設置すること。 ・非常用ボタンを設置し、ブザー等は事務室で管理できるようにすること。
性能· 期待水準	・手洗いは温水機能を付けること。(全数でなくても可)
他室との 関係	-

⑦ 倉庫	(子育て支援セ	ンター用)		
用途	子育て支援センター機能で利用する什器・備品類やイベント等で利用する			
用巡	物品類を保管	する室		
規模	50	m²程度	・倉庫(子育て支援センター用)の合計	
利用人員	適宜	人程度		
	・子育て支援	センターで	`合計 50 ㎡程度設けること。(乳児等通園支援室	
	(一時預か	り室)内の	収納スペースは除く)	
	・各階に可能:	な限り均等	に配置すること。	
	・設置する倉	車に収納す	る備品等を想定し、必要な間口(扉の大きさ・種	
性能・	類)を整備	すること。		
要求水準	(例)研修室	・会議室:	机・椅子・ホワイトボード等	
	・赤ちゃんの	駅(組立可	動式の授乳室)(縦 I.35m×横 0.6m×高さ 0.6	
	m(折りた)	たんだ状態	の時の大きさ))が収納できるスペースを確保す	
	ること。			
	・倉庫を施錠	したままで	も換気ができるようにすること。	
性能・	・階段下や隅流	角部、各諸	室の上部・下部空間等を有効活用し、要求水準を	
期待水準	上回る倉庫	面積(容量)を確保すること。	
他室との	・プレイルー	ム及び研修	室・会議室に面して、各1か所以上設置すること。	
関係 関係	・プレイルー	ム及び研修	室・会議室に面した倉庫以外は、可能な限り、廊	
天 ボ	下から出し	入れできる	ように配置すること。	

(4) 共有部

こども園と子育て支援センターの両機能を支える諸室を設置します。両機能に素早く対応できる位置に配置し、効率の良い施設運営を目指します。また、安全で安心して本施設の利用をしてもらうために、来訪者等が視認しやすい位置に管理諸室を整備するの等、セキュリティにも配慮します。

① 職員:	室		
用途	・こども園と子	育て支援	センターの両職員が利用
規模	80	m²程度	・要求水準
が行失	120~160	111/王/文	・期待水準
			・全職員約 50 人の内、同時利用時を想定
利用人員	10~15	人程度	・要求水準
	15~20		・期待水準
			認しやすい位置及び 階に配置すること。
			:事務作業をできるスペースを整備すること。
			受付窓と受付カウンターを設置すること。
	・子育て支援	センターの	利用者用の受付窓と受付カウンターを設置するこ
性能・	と。		
要求水準			回線が設置できるように整備すること。
X 30.1-1			·育て支援センターの共用利用であるが、休日等に
			子育て支援センター機能の対応を行う。そのた
		職員室へ入	れないようにし、十分なセキュリティ環境を構築
	すること。		
			る壁面収納(鍵付き)を設置すること。
			置等、災害(緊急)時等においても一時的な活動
性能・			よう設備を設置すること。
期待水準			用に必要な電力を賄うための非常用発電機の容量
			の要否も含めて、市と協議の上、整備すること。
	・医務室と隣	-	~
他室との		スホールや	'玄関等、来訪者対応が容易な箇所に近接させるこ
関係	と。		
	・休憩室や更	衣室は可能	な限り近接させること。

② 医務	· 室		
用途	・こども園と子	育て支援も	センターの両機能が利用
規模	20	m²程度	
利用人員	I ~ 4	人程度	
	・薬品等を収録	納する鍵付	き棚(備品供給)を設置できる場所を確保するこ
	・簡易ベッド	を大人用I	台、こども用2台の設置を想定すること。
性能・			衛生管理の観点から、ベッド間に医療用カーテン ーテンレール等を整備すること。
要求水準	・床仕上げは、 とすること。		、耐薬品性、耐久性、クッション性のある仕上げ
	・感染症等の	対応を踏ま	え、外部からの直接の入退室が可能で、隔離又は
	換気等が行	いやすい配	置(仕様)とすること。
	・手洗い(自	動水栓)を	設置すること。

	・手洗い周りは、滑りにくく水濡れの対応や拭き取りを行いやすい仕上げ
	とすること。
性能・	・手洗いは温水機能を付けること。
期待水準	・于元いは血小機能を刊りること。
他室との	・職員室と隣接させること。
関係	・駐車場や玄関等、外部に出やすい位置に配置すること。

③ 休憩室				
用途	・こども園と子育て支援センターの両職員が利用			
規模	20	m²程度	・要求面積	
7九/天	40	M性及	・期待面積	
利用人員	I~I0	人程度		
	・利用人数に合った椅子や机、テーブルの設置を想定すること。			
性能・	・給湯付きの流し台(W 1,500)を 1 台設置すること。			
要求水準	・職員のプライバシー(音環境含む)に配慮した配置計画とすること。			
女队小牛	・荷物置用の棚等が設置できるスペースを整備すること。			
	・必要な電話	回線、通信	回線が設置できるように整備すること。	
性能・	. 士 人 米なかぎ川	田ブキスト	うに、可能な限り広いスペースを確保すること。	
期待水準	"人人致你们	用しさるよ	うに、可能な限り点いへい 人と確保すること。	
他室との	・大人が利用 [・]	できるトイ	レ(誰でもトイレ等)に近接させること。	
関係	・施設全体の	バランスを	考慮し、適切な位置に配置すること。	

④ 更衣室			
用途	・こども園と子育て支援センターの両職員が利用		
規模	15 5	m²程度	・女性用(室) ・男性用(室)
利用人員	適宜	人程度	
性能・	・女性更衣室には、更衣ロッカーを 4 人用約 10~12 台が配置できるスペースを整備すること。		
要求水準	・男性更衣室には、更衣ロッカーを 4 人用約 台が配置できるスペースを整備すること。		
			出入りする計画とすること。
他室との関係	・大人が利用できるトイレ(誰でもトイレ等)に近接すること。 ・施設全体のバランスを考慮し、適切な位置に配置すること。		

(5) 共用部

こども園と子育て支援センターの諸室や両機能をつなぐ空間(廊下等)を整備する。こ どもたちや保護者、職員にとって、分かりやすく、利便性の高い空間整備を図る。

① エン	トランスホール	・玄関			
	· 本施設利用:	者の上下足	この履き替えやこども園の対応窓口、子育て支援セ		
用途	ンター利用者の受付等を行うスペース				
	・季節の飾りつけや本日の給食メニューの展示、活動情報の掲載等、施設				
	の情報発信				
規模	適宜	m²程度	要求水準に応じた規模		
利用人員	適宜	人程度	- (11)27 Y		
			マール(共通)】		
		と于育で文	『援センター用のエントランスホール・玄関は分け		
	ること。	佐舎 中コーコ	- 北京日には、ブセカントネー流切り位置に明言的		
			、が容易に侵入できないよう、適切な位置に門扉や		
	塀、侵入防」		- スを確保すること。(各 台程度)		
	-		- <を確保すること。(谷 I ロ程度) - 等に、職員室とつなぐカメラ付きインターホンを		
	設置するこ		寺に、喊貝主とフなくカグラ的さインターホンを		
	【玄関(こど				
			者用 10 人、こども用 200 人分の上下足用棚を設置		
	すること。	(人)	有用 10 八、 C C O / 200 八分 V 工		
		上下足用棚	は、各年齢に見合ったものを整備すること。		
			記雑時においても上下足の履き替えがスムーズにで		
			2置等を工夫すること。		
	_		(こども園用)】		
hil Ar	・朝夕の登降	園時等、混	。 記雑時においてもスムーズに移動できる広さを確保		
性能・	すること。				
要求水準	・お知らせ等の	の掲示用ホ	デードを設置すること。		
	・季節の行事	等の飾り物	7等ができるスペースを確保すること。		
	・その他、必	要となる整	を備、設備及び機器等(こどもの登降園管理システ		
	ムの機器置	場、本日の)給食の献立の展示用の台等)がある場合は、契約		
	締結後に市	と協議する	らこと。		
	【玄関(子育				
			親子用 15 組分の上下足用棚を設置すること。		
		置場(5台	程度)を極力、雨がかからない位置に設置するこ		
	٤.				
			受センターの利用者来訪を視認できるようにするこ		
		画上、難し	い場合は防犯カメラ等により対応できるようにす		
	ること。	 11 1	(フカフナゼレンカーロ) 】		
			(子育て支援センター用) 】 これらに、利田老やスタッフ等の動館が月難した。		
	・スムースな? いような空!		るように、利用者やスタッフ等の動線が混雑しな		
	-		. C。 ボードを設置すること。		
他室との	りかりに主	小小小小	、 1 C 以但 y る C C o		
関係	・職員室から	視認できる	6位置に配置すること。		
内小					

② その他 I (3	建物躯体に付随する整備)
廊下・階段	・スムーズに移動できるような幅員を確保すること。
	・内廊下型とし、各室へは建物内の廊下を介してアクセスできるよ
	うに整備すること。
	・主に職員や子育て支援センター利用者が使用することを想定して
エレベーター	いる。
TU ,	・上階に保育室等を計画する場合は、上階に給食を運搬する際にも
	使用するため、調理室に近接して整備すること。
機械室・電気室	・適宜整備すること。(屋外設置可)
	・上階に保育室等を計画する場合は、万が一の事態に備えて、避難
バルコニー	にも有用な仕様とすること。
	・幼児の転落防止措置を講じること。
屋外用倉庫	・園庭(こども園用)に隣接して、I5 ㎡程度の屋外用倉庫(建物と
屋 外用启庫 	一体)を整備すること。
屋外用トイレ	・園庭(こども園用)に隣接して、屋外トイレ(幼児用、大人用(建
	物と一体))を整備すること。
物干しスペース	・洗濯室に隣接して、布団やマット、タオル等の衣類を干すための、
	物干しスペースを屋外に整備すること。

③ その他2()	屋外空間等、建物躯体に付随しない整備)
	・25 台以上を整備すること。(目標値は 30 台)
	・原則的に施設利用者の駐車場(職員は利用しない)として設置す
	ること。(こども園及び子育て支援センターの開館時間(要求水
	準書、第2章4.参照)を踏まえ、朝夕のこども園の送迎や子育
	て支援センターの利用時間帯 (9時以降)をイメージすること。)
	・荷物やこどもを抱えて登降園する保護者に配慮した、乗降しやす
	い駐車計画とすること。(駐車マスの幅を広くする等)
	・身障者用駐車スペースを1台分確保すること。
 駐車場	・園送迎バスの駐車スペースや転回スペース、安全なこどもの乗降
MIT — 7 W	スペースを計画すること。
	(ミニバン程度の大きさを想定しているが、最大でマイクロバス
	(全長 7 m × 幅 2. l m × 高さ 2.6 m 程度) となることも想定する
	こと。マイクロバスとなる場合は、駐車台数や駐車方法等につ
	いては、市と協議すること。)
	・園送迎バスの乗降スペースは、庇等により、極力、雨に濡れない
	ような工夫を講じること。
	・こどもたちが本施設から駐車場に飛び出さないような、安全対策
	を講じること。
	・屋根付き、40 台分(こども園、子育て支援センター利用者・職員
	併用)を整備すること。
モンキシ 1日	可能な限り、こども園、子育て支援センター利用者(20台)と職
駐輪場	員用(20台)を分けて整備すること。その場合は、職員用は目立 * ない位置に配置するとなるに配慮すること
	たない位置に配置するように配慮すること。
	・駐輪場からこども園や子育て支援センターまで、雨の日の保護者 の送迎を想定して、極力、雨に濡れないような工夫を講じること。
	の送迎を忠定して、極力、雨に濡れないような工夫を講じること。・(屋上園庭を含め) 800 ㎡以上の面積を確保すること。
	・ (屋工園庭で含め) 000 m以上の面積を確保すること。 「可能な限り、乳幼児用と幼児用のスペースが区分できるよう配
園庭(こども園	「日前な「RY、 和幼光用と幼光用の人、 へからか (さるよう能
用)	
	人数に応じた数の靴が収容できるこども用の下足箱を設置する
	/ 八数に心した数が利がなない。ることも用が「足相と故直する

	こと。
	・テラス付近に か所あたり5人分程度の手洗い場や足洗い場を整
	備すること。
	・園児等の活動や利用者の動線等を踏まえた遊具を複数個所に整備
	すること。(1 か所以上は、インクルーシブ複合遊具(滑り台付
	き)を整備すること。(仕様は提案による。))
	・屋外用倉庫(10~20 ㎡程度)を設置する配置案を示すこと。(屋
	外用倉庫は市が調達)
	・配置案において、園児の動線及び活動内容を踏まえ、必要な個所
	に開閉が容易にできる遮光ネットを設置すること。
	・菜園用の畑を100㎡程度整備すること。
	※菜園は、隣接する市立南第一小学校(以下、「小学校」という。)
	の児童との共用(共同利用)を想定し、小学校小運動場の現飼
	育小屋を解体のうえ、同小運動場において整備すること。幼こ
	小の連携した活動も想定した、独自の敷地利用案も踏まえ適切
	な場所に設置すること。(要求水準書、第2章2.(2)参照)
	・可能な限り、園庭と駐車場・駐輪場等の施設の入口側は、建物内
	を通らなくても行き来できるようにすること。(セキュリティに
	は配慮すること。)
	・200 ㎡程度の面積を確保すること。
	・園庭に面してプレイルームや乳児等通園支援室(一時預かり室)
	を設ける場合は、テラス等から直接園庭に出られるようにするこ
	ξ ₀
	・手洗い場や足洗い場を整備すること。
園庭(子育て支	・利用者の動線等を踏まえた遊具を複数個所に整備すること。
援センター用)	・屋外倉庫(10~20㎡程度)を設置する配置案を示すこと。(屋外
32 = 1 7 7 7 7 7	用倉庫は市が調達)
	・配置案において、必要な個所に開閉が容易にできる遮光ネットが
	かけられるように整備すること。
	・菜園用の畑を 20 ㎡分整備すること。
	・園庭と駐車場等の屋外の共用部の間には、門扉や塀、侵入防止柵
	等を設置すること。
	・市が定める「大阪狭山市廃棄物の減量化及び適正処理等に関す
	る条例」に則って整備すること。
	・本施設の配置やごみ出し動線、ごみ収集車両の停車位置や運搬
	動線に配慮して、一階にごみ置場を設置すること。こども園や
	子育て支援センターの利用者からは、極力目立たない位置にす
ごみ置場	ること。
	・ごみ捨て時等において、雨に濡れない等の配慮を行うこと。
	・臭気が発生しない配慮を行うこと。
	・清掃のための水栓を設けること。
	・床面に排水が溜まらないようにし、排水桝には、ごみかごを設
環境・緑化	け、清掃の容易性に配慮すること。
	・植栽については、害虫(毛虫等)が付きにくいものを選定すると
	ともに、落葉等の清掃、剪定作業等を考慮した維持管理が容易な
	植栽計画とすること。
	・日除けや体験(学習)材料として機能を踏まえるとともに、事後
	のメンテナンス等も踏まえて配置すること。(例:電線付近は高
	木 NG 等)

2. 建築構造の要求事項

① 要求事項	
耐震性能	・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく耐震安全性 の分類として、構造体:Ⅱ類、建築非構造部材:B類、建築設 備:乙類以上の耐震性能を有する計画とすること。
構造計画	・構造種別は提案によるものとし、鉄筋コンクリート造、鉄骨造 又はそれらと同等の耐用年数を確保できる構造とすること。 ・建物構造は、安全性・耐久性・経済性に配慮した計画とすること。 ・建物は、建築・空間計画を整合したバランスの良い合理的な架 構形式、部材を選定すること。 ・基礎構造は、事業対象地の地盤特性を踏まえた適切な工法・基 礎形式とし、地盤沈下や液状化等の影響がないように配慮する こと。 ・荷重条件に対して、十分な耐用性を備えた構造とすること。
騒音・振動対策	・保育室等や遊戯室(ホール)等、振動等が伴う諸室について は、構造的にも十分な騒音・振動対策を講じること。
安全の確認	・建築基準法施行令第 138 条の工作物のほか、非構造部材及び手すり、建具、山留め、乗り入れ構台、「懸垂物安全指針・同解説」に該当する装置、装飾等についても計算により安全性を確認すること。

3. 建築設備の要求事項

① 要求事項

電気

- ・現状、敷地北側の電柱から受電している。(参考資料⑤「イン フラ施設現況図」参照)
- ・供給業者へ確認、調整を行うこと。
- ・引込方法等の詳細については、選定事業者の提案による。 都市ガス

・現状、ぽっぽえんはガスの引込なし。小学校は敷地北側道路から引込あり(80A)。(参考資料⑤「インフラ施設現況図」参照)

- ・本施設の建物下部を通って、小学校へガスを供給することはできない。(ピロティ等、建物基礎等がない場合は、ガス供給業者との協議による。)
- ・本施設の建物配置計画によっては、小学校へのガス管の盛替え が必要となる。新たなガスの引き込みが必要な場合は、敷地南 西側のスロープからの供給を予定している。(現状、西側道路 には、ガス配管は未敷設であるが、敷地南西部のスロープ前ま での延長は、供給業者により実施する予定である。)

インフラ整備状 況

- ・本施設へのガス供給については、現状引き込まれているガス管 を利用できる可能性があるため、供給方法等については、ガス 供給業者と十分に調整すること。
- ・その他、供給業者が実施する敷地南西部引込み工事の経費負担 を含め、必要に応じて供給業者へ確認、調整を行うこと。
- ・供給方法等の詳細については、選定事業者の提案による。

上水道

- ・現状、敷地南西側のスロープ付近でぽっぽえんと小学校(管理 棟北側の受水槽)へ供給している。(参考資料⑤「インフラ施 設現況図」参照)
- ・計画上、既設引込み配管との接続に問題が生じる場合は、市所 管課と協議のうえ、敷地周辺の水道管から新たな引込みを検討 すること。

下水道

- ・現状、敷地北側の汚水桝から敷地北側道路の下水管に接続している。(参考資料⑤「インフラ施設現況図」参照)
- ・計画上、既設桝への接続に問題が生じる場合は、市所管課と協 議のうえ、敷地周辺の下水管と新たな接続を検討すること。

電話・インターネット

- ・通信業者へ確認、調整を行うこと。
- ・引込方法等の詳細については、選定事業者の提案による。

一般事項

- ・電気設備技術基準、その他関係諸法規に準拠すること。
- ・原則、国土交通省仕様とすること。
- ・更新、メンテナンスの容易性や経済性に配慮し、原則、汎用品 を使用すること。

電気設備

- ・LED 照明をはじめとした、省エネルギー機器の採用により、エネルギーの消費を抑えた計画とし、環境にやさしく、ライフサイクルコストの低減に配慮した計画とすること。
- ・将来の電気機器及び電気容量の増加に備え、受変電設備や配電 盤内に電灯、動力ともに予備回路を設けること。
- ・ランニングコストの削減のため、最大需要電力(デマンド値)

25

に配慮すること。

・屋外の配管類は耐候性を考慮すること。

受変電設備

・設置容量は、使用機器電源容量を十分に考慮すること。

幹線設備

・受変電設備より各電灯盤、動力盤、制御盤への電圧降下等を考 慮し、適切に電源供給を行うこと。

動力設備

- ・空調設備、衛生設備、昇降機や厨房機器、その他の動力負荷に 対して、適切に電源供給を行うこと。
- ・受変電設備、空調設備、衛生設備等の異常等を移報する警報盤 を設置すること。

電灯・コンセント

- ・照明、コンセント、厨房機器等の電灯負荷に対して、適切に電 源供給を行うこと。
- ・移動式機器類の電源は、安全衛生面に配慮しながら、移動や清 掃の妨げとならないように設置すること。
- ・照明器具は LED 器具とし、適切な照度を確保するとともに、空間の快適性を考慮した光源とすること。
- ・保育室等やプレイルーム、職員室等、使用状況や日照状況により、照明エリアを細分化し、エリア毎での点滅を行えるように すること。
- ・照明は、①スケジュール制御、②明るさセンサーによる一定照 度制御、③在、不在調制御のいずれかの制御を行い設置するこ と。
- ・保育室等のこどもたちが活動する諸室や移動動線下の照明器具 及び配線器具は、安全面に配慮した器具とすること。
- ・夜間利用の安全に配慮して、外部照明を適切に設置すること。
- ・高所に設置する照明設備は、交換等が容易にできるように配慮 すること。

通信・情報設備

- ・LAN 設備は光ファイバー等による通信回線等の引込及び構内の 必要な箇所へ配線できるよう配管を敷設すること。
- ・電話設備は予備回線を含め、最大5回線を引き込める計画とすること。
- ・職員室、休憩室、調理室に電話設備(外線)を設けること。
- ・保育室等、遊戯室(ホール)、プレイルーム、乳児等通園支援 室(一時預かり室)、研修室・会議室、相談室、休憩室、調理 室に施設内内線電話設備を設けること。
- ・インターホン設備は、こども園と子育て支援センターのそれぞ れの外部入口~職員室、厨房~搬入口に設置すること。
- ・トイレ緊急呼出表示設備は、緊急呼出ボタン等を多目的トイレ に設け、職員室に緊急呼出表示機器を設けること。

テレビ共聴設備

・地上波デジタル放送が視聴できるようにすること。

放送設備

- ・施設内には放送設備を設けること。
- ・プログラムタイマー及び電子チャイムの機能を設けること。

防犯カメラ設備

・本施設への来訪者が分かる、施設内の利用者や職員等の動向が 分かるように防犯カメラを設置すること。 防犯カメラの設置場所及び設置台数等については、市と十分に 協議を行うこと。

・職員室において、モニターによる一元管理を行えるようにする こと。

電気錠設備

- ・外部から人が出入りする門扉や建物の出入口部分は電気錠で区 画し、セキュリティに配慮すること。
- ・登降園管理システムについては、市で「コドモン」を設置する 予定としているため、必要な配管を敷設すること。保護者が送 迎する際の入口の施錠、解錠は、カメラ付きインターホンで確 認し、職員が解錠することを想定すること。

映像・音響設備

・遊戯室(ホール)において、入卒園式等で使用する音響設備を 設置すること。

自動火災報知設備

- ・施設内に自動火災報知設備を設けること。
- ・受信機を職員室に設置すること。

太陽光発電設備(期待水準)

・建物屋根面に太陽光発電設備を設置すること。

その他

・市が契約している機械警備システムに対応できるように、空配管を整備すること。

一般事項

- ・省エネルギー、省資源に配慮すること。
- ・原則、国土交通省仕様とすること。
- 機械設備及び厨房調理機器の熱源は、イニシャルコスト及びランニングコストを低減できる方式とすること。
- ・更新・メンテナンスの容易性や経済性等に配慮し、原則、汎用 品を使用すること。
- ・室内の空気環境に十分留意すること。
- ・操作の容易性を確保すること。
- ・防虫及び防鼠対策を講じること。

換気・空調設備

- ・主な空調設備は、各室において温度及び湿度管理が行えるよう 個別制御が可能な空調システムとすること。また、職員室で集 中管理が行えるようにすること。
- ・室以外の空間(廊下等)を保育活動の空間として利用する場合 は、室以外の空間(廊下等)においても、快適に過ごすことが できるように、空調や換気設備に配慮すること。
- ・こども園の 0~2 歳児室、子育て支援センターのプレイルームには床暖房設備を設けること。
- ・給排気バランスに配慮した換気計画とすること。
- ・調理エリアは適切な温湿度環境や清浄度を保てるようにするこ と。

給水・給湯設備

- ・敷地南西側のスロープ付近の給水本管より引込みを行う。
- ・給水・給湯方式は選定事業者の提案によるものとする。
- ・小学校の受水槽等の移設(新設)又は水道直結(増圧)方式を 行うことにより、本施設整備における施工や費用対効果におい て、有利に働くと考える場合は、小学校の給水方式の変更提案 をすることも認める。

機械設備

・小学校の給水方式の変更を提案する場合は、関係各所と十分な 協議・調整を行うこと。 ・小学校の給水方式の変更を行う場合は、提案上限額内で整備す ること。 排水設備 ・敷地北側道路又は敷地西側の下水道本管に接続する。 ・給食系統排水には厨房除害設備(グリーストラップ等)を設 け、下水道排水基準に適合させること。 ガス設備 ・敷地内のガス供給源は、都市ガス(大阪ガス)とする。 ・ガス供給方法については、ガス供給業者と相談し、調整するこ と。(本施設の計画によっては、小学校へのガス供給方法の提 案と盛替え工事についても行うこと。) ・ガスメーター及び自動切換え調整機を設置すること。 衛生器具設備 ・衛生器具は、年齢児の体格に配慮した器具とすること。 ・衛生器具は、節水、防汚、清掃等に配慮すること。 ・大便器は洋便器型とし、こども用は暖房便座、大人用は温水洗 浄機能付便座とすること。 ・大人用小便器は全て自動洗浄とすること。 ・手洗いは指定のない限り、自動水栓式とすること。(諸室にお いて別途指定のある保育室等や園庭等外部に設置する水栓等は 指定した水栓方式とすること。) ・幼児用シャワーパン及びシャワー付き混合水栓を設置するこ ・汚物流しを設置すること。 ・屋外散水栓は、屋外遊戯場や植込み、玄関周り等に適宜設ける こと。 ・園庭に面するテラスの手洗い場や足洗い場は1か所あたり5人 程度分の洗い場とし、園庭との位置関係に留意の上、シャワー 付混合水栓を設置すること。 ・消火栓や消火器、感知器等は、こどもの手に触れない配慮を行 消防設備 うこと。 ・関連法令に従い、消防設備を設けること。 一般事項 ・調理設備等は別途、市において調達する予定であるが、配管等は 調達予定設備の仕様に応じて設計すること。 厨房調理器具 ・設計段階から市と契約する給食事業者と綿密に協議・打合せを行 い、工事等がスムーズに行われるようにすること。 ・厨房計画は、HACCP 対応とすること。